

【目次】

■ <u>事業について</u>	1ページ
■ <u>支援対象について</u>	2ページ
■ <u>申請について</u>	3ページ
■ <u>給付・振込について</u>	6ページ

神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局

TEL 050-3310-5916

[受付時間] 午前9時から午後5時（土日・祝日・12/29～1/3を除く）

■ 事業について

Q1. 支援対象を中小企業者としたのはなぜですか。

A1. 限られた財源の中で、財務基盤の弱い中小企業に限って支援することとしました。

Q2. 低圧・高圧は給付金の対象になりますか。

A2. 低圧や高圧に対しては、既に国(経済産業省・資源エネルギー庁)による補助が行われているため、本支援の対象ではありません。

Q3. 令和6年6月以降は、支援しないのですか。

A3. 現時点では、決定しておりません。

■ 支援対象について

Q4. 入居している施設が特別高圧を受電・使用しているかわかりません

A4. 【特別高圧受電施設リストに記載がある場合】
入居している施設が「[神奈川県特別高圧受電施設リスト](#)」に記載されていれば特別高圧の受電・使用施設です。
【特別高圧受電施設リストに記載がない場合】
特別高圧受電施設リストに公表していない施設もありますので、事務局へご相談ください。

Q5. 複数の施設にテナントとして入居しています。それぞれのテナントが支援対象となりますか。

A5. 施設に入居しているそれぞれのテナントごとに支援を受けることができます。

Q6. 一つの施設に複数店舗の出店をしています。出店店舗数分が支援対象となりますか。

A6. 一つの施設に複数の店舗を出店している場合は、1店舗として支援対象となります。

Q7. 本社が神奈川県にあります。県外施設のテナントも支援対象となりますか。

A7. 県外施設テナントは、対象外です。

Q8. 本社が県外にあります。神奈川県内の施設に入居しているテナントは対象となりますか。

A8. 県内施設のテナントは、支援対象です。

Q9. 自販機、カプセルトイ、ATMなど無人のテナントも対象となりますか。

A9. 対象外です。販売員等が常駐し、有人で業務を行うテナントが支援対象です。

Q10. 支援金の対象期間中に開店(閉店)したテナントは対象となりますか。

A10. 対象外です。令和6年4月、5月に継続してテナントとして入居している必要があります。

Q11. 支援金の対象期間中に改装工事で休業したテナントは対象となりますか。

A11. 申請者により状況が異なるため、事務局へお問い合わせください。

Q12. 給付金の対象となる期間(令和6年4月、5月)は営業していましたが、現在は廃業している場合、支援対象となりますか。

A12. 申請者により状況が異なるため、事務局へお問い合わせください。

Q13. 給付金の対象となる期間(令和6年4月、5月)は営業していましたが、今後廃業を予定していますが、支援対象となりますか。

A13. 申請者により状況が異なるため、事務局へお問い合わせください。

■ 支援対象について

Q14. 第三セクターは支援金の対象となりますか。

A14. 本事業では、地方公共団体等の公的機関に関しても大企業とみなします。したがって、地方公共団体等の出資比率が出資金の2分の1以上又は複数の地方公共団体等の出資比率が合わせて3分の2以上の割合を占める場合、「みなし大企業等」となり、支援対象外です。

■ 申請について

Q15. 申請期間を教えてください。

A15. 令和6年8月8日(木)から令和6年10月31日(木)までです。

Q16. 申請はどのようにすればよいですか。

A16. 令和6年8月8日に、電子申請フォームを開設しました。申請方法は、特設サイトに公開されている「電子申請マニュアル」をご確認のうえ、電子申請フォームから申請してください。郵送の場合は、神奈川県特別高圧受電者支援給付事業特設サイトから、申請に必要な書類をダウンロードし、様式に必要な事項を記載するとともに、その他、添付書類とあわせて同封の上、郵送してください。

●郵送申請時の送付先
〒231-8799
横浜港郵便局留
神奈川県特別高圧受電者支援給付金 事務局 宛
※申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、送付先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合、事故があった際の責任は負えません。

Q17. 複数の施設にテナントとして入居しています。申請はどのようにするのですか。

A17. 複数のテナントをまとめて、一括での申請をお願いします。ただし、一括で申請ができない場合は、事務局へご相談ください。

Q18. 申請に関して、メールや窓口にて相談できますか。

A18. 神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局で相談ができます。なお、メールでの相談受付は行っておりません。
神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局
TEL050-3310-5916
(午前9時から午後5時(土日・祝日・12/29~1/3を除く))

■ 申請について

- Q19. 県内に事業所が11以上ありますが、ダウンロードした給付申請書兼宣誓・同意書に事業所の入力欄が5までしかありません。どのようにすればよいですか。
- A19. 電子申請の場合は、10事業所までは申請フォームに沿って入力してください。11事業所目以降は、「[\(別紙\)事業所一覧.xlsx](#)」に11事業所目以降を入力したうえで、電子申請フォームに登録(アップロード)してください。
郵送申請の場合は、給付申請書兼宣誓・同意書には5事業所まで入力(記入)ください。6事業所目以降は「[\(別紙\)事業所一覧.xlsx](#)」をダウンロードのうえ入力(記入)いただき、給付申請書兼宣誓・同意書と他添付書類とあわせて郵送にて申請をお願いします。
- Q20. 申請後、申請内容の誤り(変更)があることが分かりました。どのようにすればよいですか。
- A20. 事務局で誤り箇所をお伺いしますので、ご連絡をお願いします。
誤り(変更)を直した状態で新しく申請されますと、重複申請になってしまうので、必ず事務局へご連絡の上、ご対応をお願いします。
- Q21. 当座預金で通帳がない場合は何を添付すればよいですか。
- A21. 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書など、口座の名義人と銀行名、支店名、口座番号等が確認できる書類を添付してください。
- Q22. 法人番号は国税庁の13桁、または履歴事項全部証明書に記載されているものですか。
- A22. 国税庁の13桁を記入してください。
- Q23. 履歴事項全部証明書は、記載内容に変更がなければ、発行日が古いものでもよいですか。
- A23. 提出時から3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。
令和6年1月～3月分支援金を受給済みの方は、記載内容に変更がなければ提出の必要はありません。
- Q24. 雇用を確認できる書類は、雇用人数の変更がなければ、令和4年度以前の書類の提出でもよいですか。
- A24. 令和5年度に提出された労働保険概算・確定保険料申告書の写し、賃金台帳の写しなどをご提出ください。
- Q25. 申請の手引きや、様式類のダウンロードや印刷ができません。
- A25. 事務局へご相談ください。
- Q26. 申請者の情報と異なる口座を入力(記入)してよいですか。
- A26. 法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の口座を入力(記入)してください。

■ 申請について

- Q27. フランチャイズ加盟店の店舗として入居しているので、特別高圧受電施設との賃貸借契約はフランチャイズ本部が契約している。何の書類を添付すればよいか。
- A27. フランチャイズ本部が契約している賃貸借契約書と申請者と本部のフランチャイズ契約書の添付が必要です。
- Q28. 特別高圧受電施設と賃貸借契約を締結している賃借人から転貸を受けて入居している。何の書類を添付すればよいか。
- A28. 特別高圧受電施設と賃借人との賃貸借契約書と、その賃借人と申請者との転貸契約書の添付が必要です。
- Q29. 特別高圧受電施設と賃貸借契約を締結している賃借人から業務委託契約を受け入居している。何の書類を添付すればよいか。
- A29. 特別高圧受電施設と賃借人との賃貸借契約書と、その賃借人と申請者との業務委託契約書の添付が必要です。
- Q30. 令和6年1月～3月分(Ⅰ期)を申請しましたが、4月、5月分(Ⅱ期)も同じ内容の書類が必要ですか。
- A30. 申請書、宣誓・同意書を改めて提出していただく必要があります。オンライン申請フォームから申請書、宣誓・同意書を提出してください。なお、申請の手引き8ページ申請書類のうち、振込先口座の通帳等の写し、履歴事項全部証明書の写し、本人確認書類の写し、雇用人数を確認できる書類、賃貸借契約書については、内容に変更のない場合は、提出を省略できます。個人の確認書類で有効期限が切れた場合は、添付が必要です。申請の手引き、電子申請マニュアルをご確認ください。
- Q31. 令和6年1月～3月分(Ⅰ期)を申請しましたが、まだ給付されていません。令和6年4月、5月分(Ⅱ期)を申請してもよいですか。
- A31. Ⅰ期の申請の有無にかかわらず、Ⅱ期の申請は可能です。
- Q32. 事業所登録後、申請完了前に申請期間が終了してしまいました。どのように申請したらよいですか。
- A32. 申請期間中に申請を行ってください。書類が間に合わないなどの理由がある場合は、申請期間中に神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局にご相談ください。

■ 給付・振込について

Q33. 申請から給付まで、どれくらいかかりますか。

A33. 必要な申請書類が全て提出され、不備がなければ、申請から1~2か月ほどで給付できる見込みです。

Q34. 給付金は課税対象ですか。

A34. 課税対象となる可能性がありますので、詳細については、所管の税務署等にお問い合わせください。

神奈川県特別高圧受電者支援給付金事務局

TEL 050-3310-5916

[受付時間] 午前9時から午後5時 (土日・祝日・12/29~1/3を除く)